

平成19年5月16日判決言渡及び原本交付 裁判所書記官 辻 朋子

平成19年(ハ)第31号不当利得返還請求事件 (平成19年4月25日口頭弁論終結)

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士

同 上

板 根 富 規

青 木 貴 央

東京都千代田区内幸町一丁目1番5号

被 告

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

同 上

株式会社みずほ銀行

杉 山 清 次

渡 邊 徹

吉 田 豪

主 文

- 1 被告は、原告に対し、金37万1000円及びこれに対する平成19年1月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

- 1 請求の趣旨

主文同旨

- 2 請求の趣旨に対する答弁

請求棄却申立

第2 事案の概要

- 1 前提事実 (甲4, 弁論の全趣旨)

(1) 平成16年11月8日午前10時ころ, 広島県警のオカムラと名乗る者が,

原告宅に架電したこと

- (2) その際、前記オカムラと名乗る者は、原告に対し、「御主人が交通事故をおこされました。信号待ちをしていた車に後から追突した。」「被害者の方は夫婦で乗っていて奥様が妊娠中。ダッシュボードで腹部を強く打ち救急車で運ばれました。御主人は交通刑務所に行く事になるかもしれない。」旨や、事故の補償金として537万円を払えば被害者が示談にすると断っている旨を告げたこと
- (3) 原告は、前記告知された電話の内容を受けて、原告の実母から原告の夫である■■■■名義の口座に537万円を借入して振り込んでもらい、前記オカムラと名乗る者が指定した「みずほ銀行・神田駅前支店・普通預金口座・1881845・口座名義人・ヤマグチミツル」（以下「本件預金口座」という。）に537万円を振込送金したこと
- (4) 前記振込後、原告は、原告の夫（■■■■）に電話で相談して騙されたことに気付いたこと
- (5) 本件預金口座には現時点で37万1000円残っていること

2 争点

原告の請求権行使の可否

3 争点に対する当事者の意見

(1) 原告

- ① 本件預金口座名義人「山口充」の住所が不明であることから、加害者オカムラの無資力は推認される（原告の、加害者オカムラに対する不法行為に基づく損害賠償請求権による、オカムラが被告に対して有する預金返還請求権の、代位行使に関する主張）。
- ② 原告は、夫である■■■■名義を用いて本件預金口座に振り込んだ（原告の被告に対する不当利得返還請求に関する主張）。

(2) 被告

- ① 債権者代位権行使のためには債権保全の必要性がなければならず、被保全権利が金銭債権であれば「債務者の無資力」が要求される。
- ② 本件預金口座については、被告普通預金規定11条に基づき、解約通知の発信により解約された。
よって、口座名義人ないしオカムラと名乗る犯罪集団は、預金払戻請求権を有しない。
- ③ 本件預金口座への振込名義人は「XXXXXXXXXX」であって、原告が損失を被ったとの立証はない。

第3 理由

- 1 前記第2の1の認定事実によれば、(1)被告が管理する本件解約済み預金口座には37万1000円が残存すること、(2)原告は本件^{預金}口座に537万円を振込送金したこと、(3)(1)の事実と(2)の事実には因果関係があること、(4)被告は、前記(1)の金員を受領する権原がないこと、以上の事実が認められる。
- 2 よって、原告の請求は理由があり、被告の主張はいずれも採用できないから、訴訟費用の負担につき民訴法61条を、仮執行の宣言につき同法259条1項をそれぞれ適用して主文のとおり判決する。

広島簡易裁判所

裁判官

佐々木悦夫

これは正本である。

平成19年5月16日

広島簡易裁判所

裁判所書記官 辻 朋子